

令和3年第10回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年10月25日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時25分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	欠
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	欠	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。
	議 長	ただいまから、令和3年第10回農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は、13名中12名の出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、7番 関根委員、8番 木村委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。
日程第2 第30号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	続きまして、日程第2に移ります。 第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 事務局は1番の説明をお願いします。
	事務局	今回は、委員改選後初めて推進委員の皆様が出席されますので、3条許可の要件について再度簡単に説明いたします。 〔3条の許可要件について説明〕 それでは1番についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 本案件は先月の総会で保留となった案件になります。先月の総会では、受人の町内での居住実態や、受人が経営する法人の事業内容などが不明であったことから許可要件を満たすと判断できず、保留となりましたので、新たに確認した事項についてご説明いたします。

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>まず、受人の住所地は都内になっておりますが、一年のほとんどは自身が代表を務める株式会社〇〇の敷地内で生活をしており、年間300日ほど農作業を行っているとのことでした。</p> <p>登録住所につきましては、都内にも支店といいますか自社オフィスがあり、そこでローンを組んでいる都合から住所異動していないそうです。</p> <p>なお、先日〇〇地内にある本社を訪問しまして現地調査を行いましたところ、居住の実態があることが確認できましたので、受人はこの本社を拠点としていると判断できると思われます。</p> <p>また、受人は外国籍の方ですが、日本に居住している外国人は、在留資格に応じて行うことができる行為が出入国管理及び難民認定法により制限されておりますが、受人は永住者となっておりますので、農地の権利取得は可能だと思われます。</p> <p>次に、受人が経営する会社についてですが、法人登記の謄本を提出していただきまして、農業や農産物の生産、加工、販売を主業務として行っていることを確認しました。営農にあたりましては、受人のほかこの会社の従業員が作業にあたることになるそうです。</p> <p>同社は有機JAS認定を取得しており、農薬や化学肥料は使用せず、有機栽培でにんにくや山クラゲ、白菜等の栽培を行っておりまして、現在営農している〇〇市の農場についても現地確認いたしましたが、しっかり耕作されていることが確認できました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>現地調査に同行しましたので、担当委員として私から補足します。</p> <p>受人の話をお聞きすると、有機に特化した営農を行っておりまして、これが消費者のニーズに合うとのこと。都内に支店があることもありまして、栽培した有機野菜の収穫ツアーのようなことで人を集めたりするほか、独自の販売ルートを持っていることも伺えました。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	木村委員	やはり私は住所が都内にあるのが気になりますね。本来住所は居住地に置くものですし、町は変更を指導する立場にあるのではないですか。それから居住の実態については、水道や電気などの客観的な書類を求めています。
	佐藤委員	木村委員の話も分かるのですが、この方はほかの土地でも利用権設定をしていて耕作している実績があるわけですよね。許可の要件は満たすと考えられるのではないのでしょうか。
	町田委員	分かるなら教えてほしいのですが、先月の申請の際に隣接する〇〇市の農地についても3条申請していると聞いているのですが、そちらはどのような結果になったか分かりますか。
	事務局	〇〇市では先月許可されているそうです。
	木村委員	これは本来法人が取得すべき案件だと思うのですが、しかし適格法人でないから取得できないわけですが、代表の個人が取得して法人が耕作するというのが引っ掛かります。
	佐藤委員	会社の事業と考えずに、社長個人が行うと考えればすんなりに行くのではないですか。 〔一同が様々な意見を発言〕
	事務局長	ご意見はいろいろあると思いますが、3条の許可要件と今回の申請内容を照らし合わせてご判断いただければと思います。
	議 長	では、皆さまよろしいでしょうか。よろしければ採決に移りたいと思います。 第30号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
	議 長	賛成多数ということで、第30号議案1番については原案のとおり許可といたします。

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。申請地は〇〇の南およそ300mの位置でございます。詳しくは議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、畜舎は現在使われておらず、周辺には草が生い茂っていましたが、違反等は見受けられませんでした。</p> <p>また、受人の所有農地はすべて適正に管理されておりました。</p> <p>受人は申請地の隣接地に畜舎を構えており、申請地にある既存の畜舎を買い受け、畜産の経営規模を拡大する計画で本申請に至りました。</p> <p>なお、受人は農地保有適格法人となっており、事業内容といたしましては交雑肉用牛の肥育・販売を行っており、トラクター2台、4tダンプ及び3tダンプをそれぞれ1台、軽トラックを3台、そしてタイヤショベルを5台所有しております。</p> <p>法人が農地を所有するためには、農地法第2条第3項第1号から第3号に掲げる要件を満たしている必要がありますが、提出された資料を見る限りでは、受人はこの要件を満たしていると思われま</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	申請番号〇番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	町田委員	既存の畜舎はまだまだ使えるものですので、ぜひ有効に使っていただければと思います。
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	木村委員	この案件は3条許可が必要なのでしょうか。畜舎が建っていて地目が田であることがおかしいので地目

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>変更して普通に売買すれば良いだけではないですか。</p> <p>この案件について事前相談があった際に県に確認しましたところ、登記上の地目が田である以上農地法の許可が必要とのことでした。畜舎を建て替えなどするのであれば5条計画変更、そのまま利用するのであれば3条の許可を要すとされたことから今回の申請に至っております。</p>
	坂本委員	<p>最初に転用許可を受けて畜舎を建てたときに地目変更していなかったのが問題だったということですか。原状ではなく、地目が田だから3条申請でと。</p>
	事務局	<p>そのとおりだと思います。</p>
	木村委員	<p>いずれにしても地目変更をするよう指導していただきたい。</p>
	松原委員	<p>今回3条許可をしたとすると、ここの地目はどうなるのですか。地目変更すると農地ではなくなる訳ですよね。</p>
	事務局	<p>今回の場合ですと宅地か牧場になるのかと思います。名義変更と合わせて地目も変更するよう指導したいと思います。</p>
	原口委員	<p>青地なのに宅地になるのですか。農地を守ることができなくなるのではないですか。</p>
	事務局	<p>宅地などになってしまえば農地法の縛りは無くなりますが、青地の場合は農振法の制限は残ります。しかし、農地以外で農振区分を確認されることはほぼありませんので、知らないうちに農業用以外のものでできてしまうことはあると思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第2 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>関根委員</p>	<p>家が建っている場所に給水栓がある場所もありますよね。これはどういうものですか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>住宅建設等の転用許可を受ける際には、給水栓を撤去又は移設していただく約束になっているのですが、これを履行しないまま放置されているものではないかと思えます。ほかには宅地となっている農業用施設の跡地に家を建てたものもあるかもしれません。</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p>
	<p>議長</p>	<p>第30号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕</p>
	<p>議長</p>	<p>賛成多数ということで、第30号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>続きまして日程第3に移ります。 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 事務局は1番の説明をお願いします。 議案書9ページをご覧ください。1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請地は国道沿いにある〇〇に隣接する農地になります。詳しくは議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。 この申請地は、本年5月の3条申請に絡み、〇〇が転用許可を得ずに貸借し資材置場として利用していたことが発覚したため、違反の是正を指導し原状回復した農地になります。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地の東側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は既存施設の拡張になりますので、農地法施行規則第35条第5号に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は、申請地に隣接する〇〇を経営し、用土や肥料、飼料の製造・販売を行っておりますが、工場で使用する資材やパレット等の保管スペースが不足していることから、申請地に新たな保管場所を設ける計画での申請になります。詳しくは12ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、申請にあたり土地改良区と調整済であり、「支障なし」の意見書が添付されているほか、事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	関根委員	申請地は面積も小さく使い勝手の悪い農地でして、第1種農地とは言えないようなものです。なぜ給水栓があるのかも分からないような農地ですので、問題はないと思います。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	確認ですが、この農地に給水栓があるのですか。
	事務局	はい。使っていなかったのではないかとはいいますが、給水栓はついていました。
	佐藤委員	5月の3条申請の絡みで違反が発覚ということでしたが、委員の改選もありましたのでこの辺の事情を説明していただけますか。

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>はい。5月の3条申請は、今回の渡人が農地を取得する案件だったのですが、この3条申請の際に所有農地が適正に利用されているか確認する中で、今回の5条申請地が違法に転用され耕作されていないことが判明しまして、是正していただいたものになります。</p> <p>この時に、今後も申請地を〇〇が使用するのであれば、正式に5条許可を得るよう指導いたしまして、今回の申請に至っております。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第31号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員賛成]</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第31号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の北側およそ250mの位置にある農地になります。詳しくは議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>申請地は〇〇から300m圏内にあることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は原則許可とされております。</p> <p>譲受人は、〇〇市のアパートで暮らしておりますが、子どもの成長により手狭となっているため、母親が所有する土地を使用貸借し、自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>なお、住宅建設に要する資金はすべて借入金で対応とし、金融機関発行の融資仮申込書の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>事務局説明のとおりです。申請地の周りは住宅地ですので問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第31号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第31号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、事務局は3番の説明をお願いします。</p> <p>3番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇から国道254号線に向かっておよそ650m進んだ右側道路沿いの農地になります。詳しくは議案書16ページの位置図、17ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんでしたが、草刈等の保全管理はされているようでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>申請地の南側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇地区で両親とともに暮らしておりますが、独立を考え、申請地を購入して自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは18ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は自己資金と親からの借入金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	藤牧委員	<p>申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>こちら道路沿いの農地で、周辺も住宅が多い場所ですので問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第31号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第31号議案3番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、事務局は4番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号4番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>書9ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇から国道254号線に向かっておよそ550m進んだ右側道路沿いの農地になります。詳しくは議案書19ページの位置図、20ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが、草刈等の保全管理はされているようでした。</p> <p>申請地の南側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものですので、先ほどの3番と同様に例外規定に該当するものと思われまます。</p> <p>譲受人は町内で不動産業等を営む法人で、申請地を買い受け、建売分譲住宅2棟を建設する計画での申請となります。詳しくは21ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金はすべて自己資金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>申請番号4番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>3番と同様で問題ないと思います。</p> <p>それでは説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第31号議案4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第31号議案4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたし</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第32号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ます。</p> <p>続きまして日程第4に移ります。</p> <p>第32号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の23ページをお開きください。</p> <p>申請番号1番から66番まで、利用権の再設定を含む9月、10月受付分です。</p> <p>件数が多いため、受人が町外の方の案件など、主だったものについてご説明いたします。</p> <p>申請番号1番から5番については、〇〇市にお住まいの方で、主に米や麦、露地野菜を栽培しております。以前にも別の農地の設定を行っており、今回は新規設定の申請がありました。</p> <p>申請番号12番から40番と66番については、以前から相対で借り受けて小麦や大豆を栽培していた農地について、補助を受けるために申請がありました。</p> <p>申請番号41番から51番についても同様に、以前から相対で借り受けて小麦や大豆、米を栽培していた農地について、補助を受けるために申請がありました。</p> <p>申請番号52番から55番については、〇〇市にお住まいの方で、以前から相対で借り受けて露地野菜を栽培していた農地について、補助を受けるために申請がありました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p> <p>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第33号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります 第32号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第32号議案については原案のとおり決定いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして日程第5に移ります。 第33号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 5番町田委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。 〔町田委員退室〕</p>
	議 長	<p>それでは事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書31ページをご覧ください。 説明の前に資料の訂正をお願いします。（訂正内容を説明） それではご説明いたします。1番については、現在公社管理地になっており、新たな耕作者が決まったため再配分するものです。受人は〇〇地区にお住まいの所有者本人でございます。今まで耕作者がついておらず、受人に連絡を入れたところ、自身で借り受けて耕作するとのことで話がまとまったため、再配分いたします。主に露地野菜の栽培を行うとのことです。 2番と3番については、今まで耕作していた方が耕作できなくなったため、新たな耕作者に再配分するものです。受人は〇〇地区にお住まいで、米や露地野菜、花きの栽培を行っております。この方は申請地以外にも中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長	<p>それでは説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし]</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。 第33号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第33号議案については原案のとおり異議なしといたします。 審議が終了しましたので、町田委員の退席を解きます。 [町田委員入室]</p>
	議 長	<p>第33号議案については、異議なしとすることで結審しました。</p>
	議 長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。</p>